

おとうさん・おかあさん聞違えないで!

保護者が同伴でも深夜、興行場等に青少年（18歳未満）は入れません。

（沖縄県青少年保護育成条例・沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例）

※興行場等とは、映画館、演劇場、ボウリング場、ビリヤード場、スケート場、ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、マンガ喫茶などをいいます。



ゲームセンター ※一部は午後10時～午前4時まで



カラオケボックス



そのほか、深夜営業のコンビニ、飲食店を含め、全ての県民には青少年の深夜のはいがいを防止する努力義務があります。

- 青少年に規則正しい生活習慣（早寝・早起き・朝ご飯）を
- 県民みんなで青少年の深夜のはいがいを防止しましょう

沖縄県・沖縄県警察・沖縄県教育委員会・（社）沖縄県青少年育成県民会議



けいさつちょう
警察庁
もんぶ かがくしょう
文部科学省

事件
1

なかよおなどしこあい
スマホゲームで仲良くなつた同じ年の子に会いに行つたら…



じけん
事件
2

SNSで知り合った友達と、写真のやりとりをしていたら…



会ったことのない人と 子供だけで会うのはダメ!



会ったことのない人に 名前や住所を教える のはダメ！



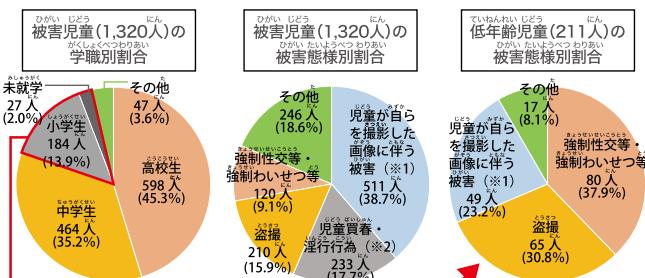
仲良しの友達でも
はだか しゃしん したぎ すがた
裸の写真や下着姿の
しゃしん おく
写真を送ってはダメ!



SNSやゲームアプリでの出来事を、親にナイショにするのはダメ!

児童ポルノ事犯の被害児童学職別・被害態様別の割合

被害児童の学職別割合では高校生が最多であるが、小学生の被害は年々増加傾向にある。



*1…「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」は、まだまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害をいう。
※2…「淫行行為」は、「青少年保護育成条例(淫行行為)」をいう。

filtratingは必ず設定しましょう!!

被害児童約9割が、被害時にfiltratingを利用していませんでした。filtratingには、子供の年齢等に応じて利用時間を設定したり、アプリケーションの利用を個別に許可または制限することができる機能もあります。また、携帯電話機だけではなく、タブレット端末や携帯ゲーム機等の子供が利用する機器に応じた適切な管理が重要です。子供に携帯電話機等を持たせる場合は、子供を犯罪から守るために、保護者の皆様が積極的にfiltratingの設定をしてあげましょう。



親子で見てもらいたいサイトの紹介

●警察庁Webサイト子供の性被害対策

https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html

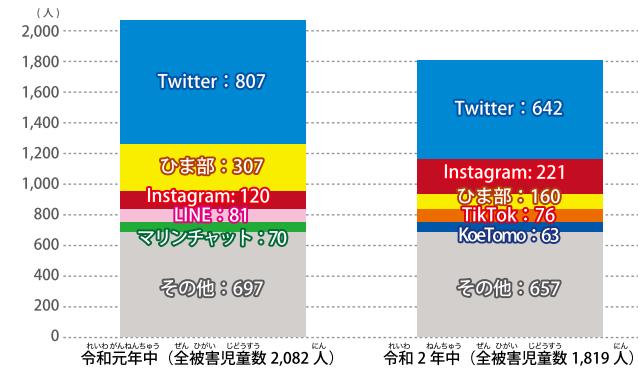
●文部科学省のYoutube公式サイト

https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbAOd2f-4u_Mx-BCn13GywDI



サイト別の被害児童数

Twitterに起因する被害児童数が約4割を占めるとともに、「Instagram」「TikTok」「KoeTomo」に起因する事犯の被害児童数が増加している。



保護者の皆様のご指導が、子供を犯罪から守ります!

ID、パスワードの適切な利用・管理について教えてあげて下さい。

- 名前や誕生日といった推測されやすいパスワードは使わない。
- 友達であってもパスワードは、教えてない。
- 他人のID・パスワードは、犯罪になる場合があるので、絶対に使わない。



性被害に関して悩んでいる、話を聞いてほしいときの相談窓口(民間団体)

●NPO法人ぱっへす (受付時間:24時間365日、いつでも)

050-3177-5432 (匿名可)

■メールによる相談 メールアドレス:paps@paps-jp.org

■サイトURL :<https://www.paps.jp>



困ったときの相談窓口(行政機関)

●ぴったり相談窓口 子供向け

子供の性被害等に関する相談窓口案内Webサイト

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/index.html>



●警察相談専用電話 #9110

▲最寄りの警察本部の相談窓口につながります。

●性犯罪被害相談電話 #8103 (ハートさん)

●24時間子供SOSダイヤル 子供向け

いじめで困ったり、自分や友達の安全に不安があったりしたら、すぐに電話を!

0120-0-78310 (電話代無料)



●性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

(全国共通番号) **#8891** (はやくワンストップ)

(全国共通番号) **#8891**

ヘルメットは自分の未来を守るため

令和5年4月から全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。



ルールを守る!
命を守る!

交通ルールを守ることが
事故のリスクを
減少させます

みんながヘルメットをかぶる未来へ

交通ルールを守って
つながる笑顔



沖縄県警察

ルールを守って、安全!安心!自転車ライフ

自転車安全利用五則

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定

RULE
1

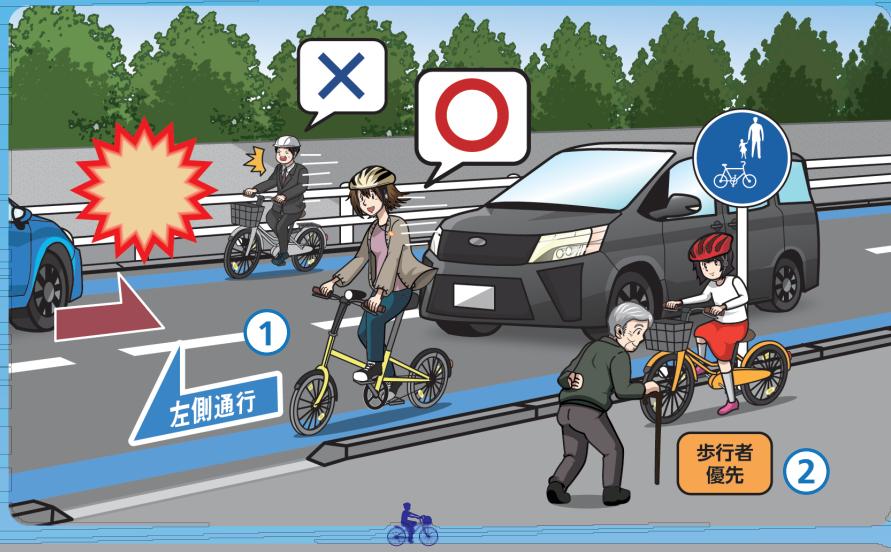
車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

① 自転車は、車道が原則、左側を通行

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられており、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。

② 歩道は例外、歩行者を優先

道路標識などにより、歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



RULE
2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点では一時停止と安全確認
一時停止標識のある交差点では、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

信号は必ず守る

信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。



RULE
3

夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯する

無灯火は、周りから自転車が見えにくくなるので非常に危険です。夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



RULE
4

飲酒運転は禁止

飲酒運転は禁止です!

自動車の場合と同じくお酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。



RULE
5

ヘルメットを着用

必ずヘルメットをかぶりましょう

事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

※令和5年4月1日から、
全ての自転車利用者に対して
乗車用ヘルメット着用の努力義務が
課されています。



「自転車指導啓発重点地区・路線」の設定

都道府県警察では、自転車指導啓発重点地区・路線において、重点的・計画的に自転車通行空間の整備、啓発活動及び指導取締りを推進しています。

安全運転



自転車指導啓発重点地区・路線は
各都道府県警察の
ウェブサイトで
チェック!

ポイント② 個人情報を守る

プライベート情報や利用情報が山ほど入ったスマホ。
不正流出も自ら知らてしまうのも危険、考えて使おう！



- 個人が特定できる情報は、うっかり発信しない！
- 紛失や盗難には、起動時や画面のロックが有効！
- 本体やアプリはそのまま使わず、設定を見直そう！
- アプリ導入の前に規約や注意事項をよく読み、信頼性を確認しよう！(万が一の際はウィルス対策が有効)

ポイント③ 利用料金について



現実社会同様、子供が保護者のクレジットカードで決済をしてはいけません。保護者のスマホを貸す際も要注意！



- どんなことに料金が発生するか、子供と一緒に確認。不必要的決済機能は使えないように設定しましょう！
- 決済パスワードは保護者が入力、課金の上限設定をする等、ルールを決めて保護者がしっかり管理！

保護者のみなさまへ

保護者の責務をご存知ですか？

2009年より『青少年インターネット環境整備法』が施行されています。この法律では、子供の利用状況を把握するとともに、発達段階に応じ、フィルタリングソフトを利用するなどの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、活用能力習得の促進に努めることが「保護者の責務」とされています。

<法第6条1項(保護者の責務)より>

お子様の安全・適切なインターネット利用環境づくりは保護者の役割です。大切なお子様を守るために、フィルタリングを解除するかは、責任をもって慎重なご判断をお願いします。

フィルタリングの設定に関する携帯電話事業者の義務について

上述の法律により、携帯電話事業者には、青少年(18歳未満の者)が利用する携帯電話・スマートフォンの契約をする場合、保護者からのフィルタリングサービスを不要とする申し出がない限りフィルタリングサービスを提供することが義務付けられています。

<法第17条1項>

もっとグッドネット宣言



- 1 ネットでも思いやりを持って！
- 2 社会のルールとマナーを守って！
- 3 賢く使って、よりよいコミュニケーションを！

「もっとグッドネット」とは、一人ひとりがICTの利用環境について考え、よりよいネット社会を作りたいという思いを表現した合い言葉。この言葉は、安心ネットづくり促進協議会が行う普及啓発活動の総称です。

本リーフレットに描かれているスマートフォンやゲーム機、音楽プレーヤー、タブレット等はイメージであり、実在する商品とは関係ありません。

2015.9

保護者のための

スマートフォン 安心安全 ガイド

smartphone security and safety guide



「家族で話そう！」

利用料金が
気になる…



何に気をつけて
使えばいい?



1億人のネット宣言
もっとグッドネット
<http://good-net.jp>



※QRコードは「青少年のスマートフォンのリスクと対策」ページへのリンクです。



おさえておきたい 3つのポイント！



Q

そもそもスマホって、青少年でも安全に使えるの？

ポイント①

ケータイとは比較にならないほど、使い方も保存情報も膨大にあるスマホ。“うっかりアクセス”的防止と安全な利用には「フィルタリング」が不可欠です。仕組みを理解し、有害情報に接するリスクやトラブルから子供を守りましょう！

A



Q

スマホを使うときに気をつけなきゃいけないことは？

ポイント②

それはズバリ、「自分自身を守ること」。個人を特定できる情報を見知らぬ人に与えないよう、ネットへの書き込みや、コミュニティサイトでのやり取りに気をつけさせ、スマホの紛失や盗難にも注意を促すことが必要です。

A



Q

アプリやゲームのアイテム等利用料金が気になる・・・

ポイント③

保護者のクレジットカードで自由に決済できるようになっていませんか？こづかいで買えるプリペイドカードを使う、決済パスワードは保護者が入力する、決済できる上限設定をする等、話し合ってルールを決めましょう！

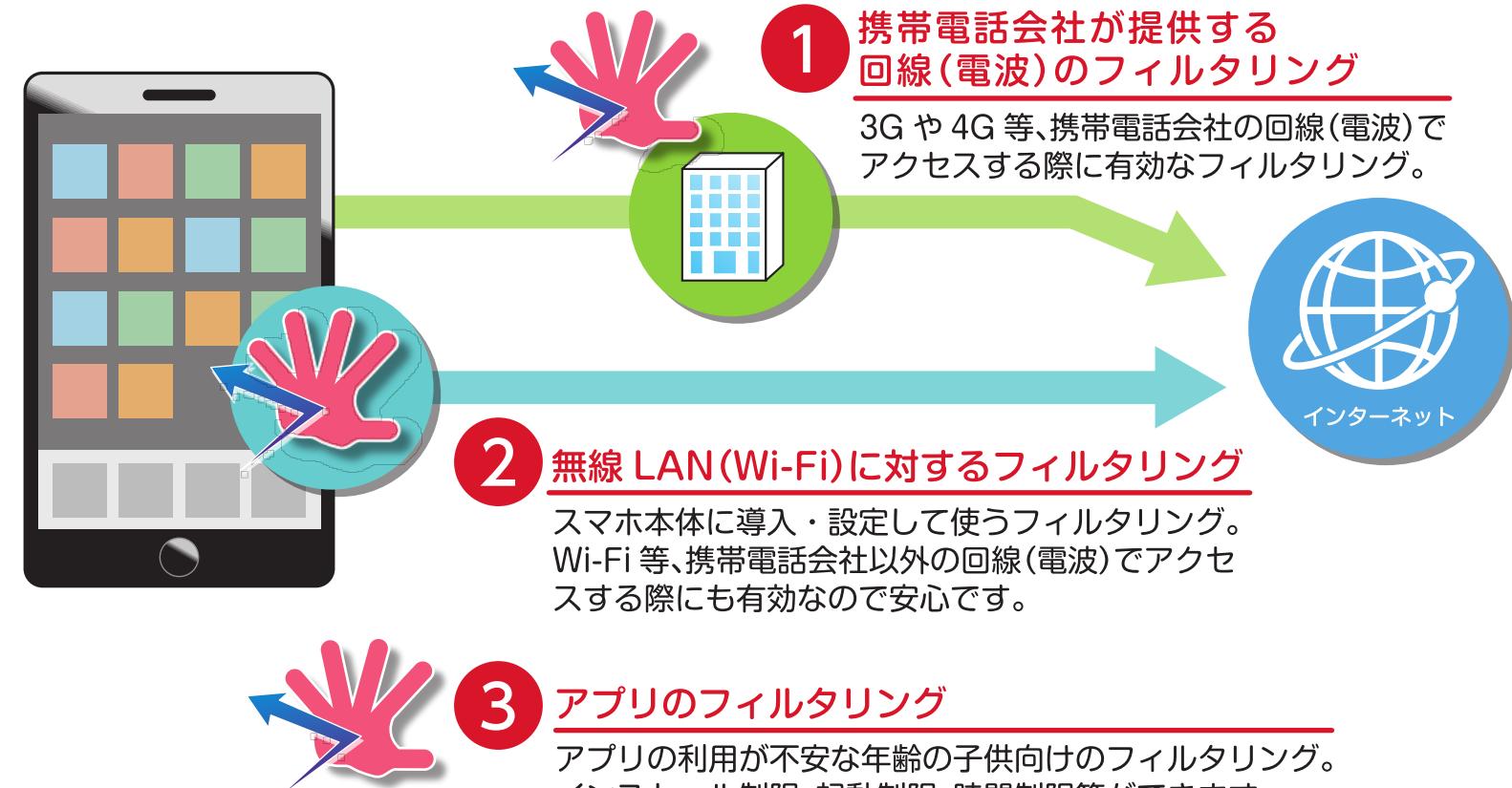
A

ポイント① フィルタリングが安心安全の鍵！



スマホのフィルタリングは3種類！

悪意の仕掛けがあるようなサイトへのアクセスを防いでくれるフィルタリング（レベルの調整可能）は、子供の安全利用の鍵です。



あわせて確認！

ゲーム機や音楽プレイヤー 学習用タブレットにもフィルタリング

子供が利用するさまざまな機器が、無線 LAN(Wi-Fi)でインターネットにつながります。ゲームの対戦、アイテムや音楽のダウンロード、学習サイト等だけでなく、スマホ同様の利用も可能。安全のためにフィルタリングを！（利用機器の取扱説明書等で確認）



フィルタリングの設定方法

フィルタリングの設定方法は、携帯電話会社や機種により対応が異なりますので、**詳細な設定方法は販売店にご相談下さい。**安心ネットづくり促進協議会ホームページ「青少年のスマートフォン利用のリスクと対策」でも紹介していますので、ご覧ください。

安心ネットづくり促進協議会
<http://sp.good-net.jp/>

（※このリーフレットのダウンロードも可能です）